

【社会福祉法人陽光会】

(介護予防)小規模多機能型居宅介護
サンパティオ

重要事項説明書

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サンパティオ ご利用者の権利

- ・ 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- ・ 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好みおよび主体的な決定が尊重される権利。
- ・ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利。
- ・ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利。
- ・ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- ・ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利。
- ・ 地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行う権利。
- ・ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利。
- ・ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利。
- ・ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利。

1. 施設運営法人

- | | |
|------------------------|--|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 陽光会 |
| (2)法人所在地 | 千葉県松戸市紙敷1065-4 |
| (3)電話番号 | 047-312-8633 |
| (4)代表者氏名 | 理事長 恩田 雄一 |
| (5)設立年月 | 平成10年1月8日 |
| (6)法人の運営施設
(介護保険事業) | 特別養護老人ホーム陽光苑
陽光苑デイサービスセンター
陽光苑ショートステイサービス
陽光苑居宅介護支援センター
ケアハウスサンシャイン
特別養護老人ホーム東松戸ヒルズ
東松戸ヒルズショートステイサービス
東松戸ヒルズデイサービスセンター
東松戸ヒルズ居宅介護支援センター
(介護予防)認知症対応型共同生活介護サンパティオ
(介護予防)小規模多機能型居宅介護サンパティオ |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|---|
| (1)施設の種類 | (介護予防)小規模多機能型居宅介護
松戸市第 1291200507 号 令和5年6月1日指定 |
| (2)施設の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します |
| (3)施設の名称 | 小規模多機能型居宅介護サンパティオ |
| (4)施設の所在地 | 千葉県松戸市旭町2-271-2 |
| (5)電話 | 047-710-4186 |
| FAX | 047-710-4187 |
| E-Mail | info@sun-patio.jp |
| (6)管理者 | 阿部 慎也 |
| (7)計画作成担当 | 高津 直人 |
| (8)開設年月 | 平成29年 6月 1日 |
| (9)登録定員 | 29名(通いサービス定員15名/1日、宿泊 8名) |

3. 居室の概要

※ 居室等の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	8室	7室は個室、8室目はプライバシー保護を講じた上で相談室を活用
合計8室		
主な設備		
デイルーム	1室	
キッチン	1室	
便所	3室	
浴室	1室	一般浴槽、機械浴槽あり
脱衣室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に 必置が義務付けられている施設・整備です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護における介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	定数	備考
1. 管理者	1名	1名	(兼務あり)
2. 介護支援専門員	1名	1名	(兼務あり)
3. 介護従事者	7名以上	7名以上	(通い・訪問・宿泊サービス)
4. 看護職員	1名	1名以上	

<営業日及び営業時間>

1. 営業日 年中無休

2. 営業時間

① 通いサービス(基本時間)9時30分～16時30分

(原則として7時から9時30分、17時30分から20時は家族送迎)

しかし、緊急時並びに必要時において柔軟に通いサービスを提供する。

② 宿泊サービス(基本時間)16時30分～9時30分

状況に応じた送迎を実施する。(通いサービスへの移行も可能とする)

③ 訪問サービス

基本、9時～18時(それ以外の時間においても随時対応)

緊急時は24時間対応可能

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) ご契約者に提供する基本サービス

I 定員

当事業所における登録定員は 29 名とする。

- 一、1日に通いサービスを提供する定員は 15 名までとする。
- 二、1日に宿泊サービスを提供する定員は 8 名までとする。

II 小規模多機能型居宅介護のサービス内容は次のとおりとする。

○ 訪問サービス ・ 通いサービス ・ 宿泊サービス

①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア、排泄の介助
- イ、移動の介助
- ウ、通院の介助等その他必要な身体の介護
- エ、養護(休養)

②健康状態の確認 (血圧測定、服薬管理、体重管理)

③機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練 (食事の準備・後始末・掃除等)
- イ、レクリエーション (アクティビティ・サービス)
- ウ、グループワーク
- エ、行事的活動
- オ、体操
- カ、趣味活動 (ドライブ、買い物等含む)
- キ、地域における活動への参加

④送迎サービス

介護の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行なう。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行なう。

⑤入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対し、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ア、一般浴槽による入浴
 - イ、機械浴層による入浴

・介助の種類(必要に応じて行う)

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他、必要な介助

⑥食事サービス

ア、準備、後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

エ、調理

オ、提供時間

朝食： 8:00～ 8:40

昼食：12:00～12:40

夕食：18:00～18:40

二、相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行なう。

ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ、福祉用具の利用法の相談、助言

ウ、住宅改修に関する情報提供

エ、家族介護者教室の開催

オ、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

カ、家族・地域との交流支援

キ、その他の必要な相談、助言

(2) サービス料金

利用料金は 1 日ごとの費用です。下記の利用料金によって、サービス利用料金から給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

(サービス利用料金は、ご契約者の介護度によって異なります。)

基本料金（1か月につき）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
1割の負担額	3,640	7,356	11,034	16,216	23,589	26,035	28,706
2割の負担額	7,280	14,711	22,067	32,431	47,178	52,069	57,411
3割の負担額	10,920	22,067	33,100	48,646	70,767	78,103	86,117

加算料金

項目	備考	単位数	1割の負担額	2割の負担額	3割の負担額
初期加算	利用開始日から30日以内	30単位/日	32円/日	64円/日	95円/日
認知症加算(Ⅲ)		760単位/月	802円/月	1,604円/月	2,406円/月
認知症加算(Ⅳ)		460単位/月	486円/月	971円/月	1,456円/月
看護職員配置加算(Ⅰ)		900単位/月	950円/月	1,899円/月	2,849円/月
看護職員配置加算(Ⅱ)		700単位/月	739円/月	1,477円/月	2,216円/月
看護職員配置加算(Ⅲ)		480単位/月	507円/月	1,013円/月	1,520円/月
訪問体制強化加算		1,000単位/月	1,055円/月	2,110円/月	3,165円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		1,200単位/月	1,266円/月	2,532円/月	3,798円/月
サービス提供体制加算(Ⅰ)		750単位/月	792円/月	1,583円/月	2,374円/月
サービス提供体制加算(Ⅱ)		640単位/月	676円/月	1,351円/月	2,026円/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)		350単位/月	370円/月	739円/月	1,108円/月
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の149/1000加算				

※毎月ご利用の総単位数に地域区分(5級地)の報酬単価(10.55円)を乗じた計算となり、自己負担の料金はその1割(2~3割)相当額となり、自己負担の料金はその1割(2~3割)負担となります。(食費その他実費等には適用されません)

※計算後の円未満は、切り捨てとなります。

(3) 給付対象とならないサービス

I 1 当事業所が提供する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料は、法定代理受理サービスにあるときはその1割(2割~3割)の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一、食事の提供に要する費用

(朝食 300円、昼食 550円 おやつ 100円 夕食 550円)

二、おむつ代 実費(リハビリパンツ、パット、紙おむつ)

三、宿泊サービス時、お部屋代 2,500円/泊

四、前各号に掲げる物の他、小規模多機能型居宅介護の中でされるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に、署名(記名押印)を受ける。

3 利用料の支払いは、原則として振替または振込みにより、指定期日までに受ける。

II レクリエーション ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。

III 複写物の交付 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき(白黒) 10 円

1 枚につき(カラー) 30 円

IV 日常生活上必要となる諸費用の実費日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例)おむつ、リハビリパンツ、尿とりパッド代は給付対象外となっていますので各自ご負担いただきます。

6 利用料金のお支払い方法

利用料の支払いは『口座振替』です。

・入居者が指定する金融機関

※本支店口座(一部の金融機関を除く)からの自動引き落としとなります。

名義は『ご利用者名』でも『ご家族名』でも結構です

・口座振替後の通帳には『サンパティオ』と記帳記載されます。

※ 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・ゆうちょ銀行
(一部利用できない金融機関もございます)

口座振替の手続き完了までは下記口座へのお振り込みください。

・千葉銀行 新松戸支店 【普通】3746932

《名義》 シャカイフクシホウジン ヨウコウカイ ショウキホ`タキノガ`タキョタクカイゴ` サンパティオ

社会福祉法人 陽光会 小規模多機能型居宅介護サンパティオ

リゾチヨウ オンダユウイチ

理事長 恩田 雄一

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月20日までに下記へお支払い下さい。

※現金でのお支払いは防犯上の理由により、差し控えさせて頂いております。

7 利用の中止、変更、追加について(契約書第6条参照)

☆ 利用日の前に、ご契約者の都合により、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則として実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

8 医療の提供について 緊急時医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人徳洲会 千葉西総合病院
所在地	千葉県松戸市金ヶ作107-1
かかりつけ薬局	ヤックスドラッグ二十世紀が丘店
所在地	千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町 130
救急搬送先	東葛クリニック病院 松戸市立総合医療センター 新松戸中央総合病院 等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人愛育会 やばしら歯科病院
所在地	千葉県松戸市日暮1-5-8

9 苦情・相談の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 主任 高津 直人 (タカツ ナオト)
- 苦情解決担当者 係長 米澤 学 (ヨネザワ マナブ)
- 苦情解決責任者 施設長 阿部 慎也 (アベ シンヤ)
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

(2) 苦情処理の方法

(ア) 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。

(イ) 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決担当者、苦情解決責任者に報告します。

(ウ) 苦情解決の話し合い

苦情解決担当者は全職員による苦情解決会議を開催し、十分検討した事項を苦情解決責任者に報告し、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

松戸市 介護保険課 給付班	所在地 電話番号	松戸市根本387-5 047-366-7067
千葉県 国民健康保険団体連合	所在地 電話番号	千葉市稲毛区天台6-4-3 043-254-7428
千葉県社会福祉協議会	所在地 電話番号	千葉市中央区千葉港4-3 (千葉県社会福祉センター内) 043-245-1101

10 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成員；利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地元サービス事業者
地域包括支援センター、松戸市介護保険課等

開催；隔月で開催

会議録；運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11 事故発生時の対応について

事故発生後、事故報告書を作成し管理者に報告、市町村等関係機関への報告等の措置を講じます。外傷があった場合は治癒まで経過観察をし、再発防止に努めます。また随時全体会議で事故内容について検討し再発予防に努めます。必ずご家族に報告いたしますが、事故発生の状況によっては緊急搬送等行うことがございますがご了承下さい。

12 サービス利用にあたっての留意事項

- ☆ 事業所内の整備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ☆ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ☆ 所持金は、自己の責任で管理してください。
- ☆ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動・セールス行為はご遠慮ください。
- ☆ 記録の開示について 本人・家族の希望があればいつでも閲覧することが出来ます。また開示を求められない場合においても、定期的に利用時の御様子などをケース記録(介護・看護日誌)を踏まえご報告させていただきます。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス重要事項説明同意書

令和 年 月 日

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業者 (法人所在地) 千葉県松戸市紙敷 1065 番 4
(名称) 社会福祉法人 陽光会
(理事長) 恩田 雄一 (印)

事業所名 小規模多機能型居宅介護サンパティオ
事業所住所 千葉県松戸市旭町 2-271-2
説明者名 役職 施設長 氏名 阿部 慎也 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 (代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印